

「環境省 環境報告ガイドライン」(2007年版)との対照表

項目	関連情報の記載ページ
基礎的情報…B-I	BI-1 8-9
	BI-2-1 2,裏表紙
	BI-2-2 2
	BI-3 4-7
	BI-4-1 4,38-39
	BI-4-2 62
マネジメントパフォーマンス指標…MP-I	MP-1-1 40
	MP-1-2 41
	MP-2 42-43
	MP-3 63
	MP-4 -
	MP-5 67-68
	MP-6 54-55,62,66-73
	MP-7 12-13,62
	MP-8 50
	MP-9 10-13,42,67-68,70-73
	MP-10 11,27-29,44
	MP-11 10-13,114,119
MP-12 54-55,57,88	

項目	関連情報の記載ページ
オペレーショナルパフォーマンス指標…OP-I	OP-1 38-39,47-48
	OP-2 39-39,54-55,62,66-73
	OP-3 38-39,59
	OP-4 48
	OP-5 38-39
	OP-6 38-39,46-53
	OP-7 38-39,58,60
	OP-8 38-39,59-61
	OP-9 38-39,56-57
	OP-10 38-39,55
環境効率指標:EEI	47
社会パフォーマンス指標…SP-I	① 110-113
	② 104-109
	③ 104
	④ 114-121
	⑤ 22-23,34-35
	⑥ 35
	⑦ 86-103
	⑧ -
	⑨ -

GRI「サステナビリティ・レポート・ガイドライン」(第3版)との対照表

項目	関連情報の記載ページ
1 戦略および分析	1.1 8-9
	1.2 8-9,26
2 組織のプロフィール	2.1 4
	2.2 5-6
	2.3 5-7
	2.4 4
	2.5 4,66
	2.6 4
	2.7 4-5
	2.8 4
	2.9 5,7
	2.10 44
3 報告要素	3.1 2
	3.2 裏表紙
	3.3 2
	3.4 裏表紙
	3.5 2
	3.6 2
	3.7 2
	3.8 各データごとに記載
	3.9 2,41
	3.10 該当せず
	3.11 該当せず
	3.12 122
	3.13 -
4 ガバナンス、コミットメントおよび参画	4.1 22-23
	4.2 22-23
	4.3 -
	4.4 30-32
	4.5 23
	4.6 -
	4.7 -
	4.8 24,40,62,67,86,104,110,114
	4.9 22-24
	4.10 -

項目	関連情報の記載ページ
4 ガバナンス、コミットメントおよび参画	4.11 24,34-35,41-42,67-68,86,111
	4.12 25
	4.13 25
	4.14 27,29
	4.15 17,27
	4.16 16-17,27,29,30-33,40,44,67-68
	4.17 16-17,26,123
5 マネジメントアプローチおよびパフォーマンス指標(経済)	EC-1 4
	EC-2 46-53
	EC-3 -
	EC-4 -
	EC-6 67-68,74-83
	EC-7 -
	EC-8 74-83,115
	5 (環境)
EN-1 38-39	
EN-2 38-39,54-56,66	
EN-3 38-39,46-48	
EN-4 38-39	
EN-5 46-48,63	
EN-6 46-53	
EN-7 -	
EN-8 38-39	
EN-11 72	
EN-12 10-13,70-73	
EN-13 70-72	
EN-14 10,40	
EN-16 38-39,47	
EN-17 -	
EN-18 46-53	
EN-19 -	
EN-20 38-39,58	
EN-21 38-39,59	
EN-22 38-39,56	
EN-23 59-60	

項目	関連情報の記載ページ
5 (環境)	EN-26 88
	EN-27 54-55
	EN-28 42-43
	EN-30 63
5 (製品)	PR-1 86-103
	PR-3 -
	PR-6 -
	PR-9 -
5 (雇用)	LA-1 4,104-109
	LA-2 -
	LA-4 109
	LA-5 -
	LA-7 112
	LA-8 112-113
	LA-9 -
	LA-10 -
	LA-11 106
	LA-12 105-106
LA-13 107-109	
LA-14 -	
5 (人権)	HR-1 -
	HR-2 67-68
	HR-3 -
	HR-4 -
	HR-5 -
	HR-6 104
	HR-7 104
5 (社会)	SO-1 44
	SO-2 -
	SO-3 17,34-35
	SO-4 16-17
	SO-5 52-53
	SO-8 42-43

※ ガイドラインの指標のうち、中核指標と一部の追加指標との対照表

※ この対照表は、GRIガイドラインの要求項目に関連した内容のページを記したものであり、GRIガイドラインに準拠していることを示すものではありません

「国連グローバル・コンパクト」との対照表

	「国連グローバル・コンパクト」の10原則	関連情報の記載ページ
人権	企業は、原則1. 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、	25,67-68,104
	原則2. 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。	67-68,104
労働基準	企業は、原則3. 組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、	107
	原則4. あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、	104
	原則5. 児童労働の実効的な廃止を支持し、	104
	原則6. 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。	104,107-109
環境	企業は、原則7. 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、	10,25,40,46,67
	原則8. 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、	10-13,14-15,40-63,67-68,70-73
	原則9. 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。	12-13,54-59,88
腐敗防止	企業は、原則10. 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。	9